

西表島エコツーリズム推進全体構想「特定自然観光資源」の立入承認の運用に係る指針

1. 立入承認の基準

特定自然観光資源における立入制限を実施するにあたり、竹富町長により以下①～③に示す立入制限の内容について告示を行う。

竹富町長は、期間中における特定自然観光資源への立入申請があった場合、③の条件を満たしており、かつ申請者を含めた合計利用者が②に定める数を上回らない範囲であれば、立入りを承認する。

① 立入制限を実施する期間

- ・通年にわたり立入制限を実施する。（1年度は4月1日に始まり3月31日に終了する）
- ・立入制限期間内にエリア内に立ち入る者は事前に竹富町長の承認を得る。

② 立入を制限する人数

- ・特定自然観光資源ごとに、下表に定める数を上限として立入人数を制限する。

特定自然観光資源名	上限人数
ヒナイ川・西田川	300人/日
ヒナイ川	200人/日
西田川	100人/日
古見岳	30人/日
浦内川源流域	50人/日
テドウ山	30人/日

③ その他必要な事項

- ・下表の「承認のために必要な事項」を満たす場合のみ、立入を承認する。
- ・ヒナイエリアにおいては、利用者数が多く、利用により自然環境に影響を与えるリスクが大きいことから、登録引率者が利用者に同行する場合のみ、立入を承認する。
- ・なお、(a)登録引率者とは、竹富町西表島エコツーリズム推進協議会（以下、「推進協議会」という）が特定自然観光資源を保護しつつ利用するために必要な知識・技術を持つ者として養成し、町長が選任した観光ガイドをいう。

特定自然観光資源名	承認のために必要な事項
ヒナイ川・西田川	(a)登録引率者が利用者に同行すること
古見岳	(a)登録引率者が利用者に同行すること
浦内川源流域	または
テドウ山	(b)利用者全員が推進協議会の定める講習等を受講すること

ただし、以下のような場合は立入制限の対象としない。

○地域住民（竹富町の住民）が自然観光事業以外の目的で立ち入る場合

- ・狩猟、山菜取り、行事のための資源採取等の伝統的活動
- ・日常的に行われている私的レクリエーション活動

※知人などを案内して立ち入る場合においては知人も同様に立ち入り制限の対象としない

- ・学校行事や環境学習等の教育的活動 等

○自然公園法に基づく許可を受けた上で、事前に管轄する森林管理署への入林届を行い調査・研究の目的で立ち入る場合

○災害復旧や歩道・水道等の公共施設の整備・維持管理の目的で立ち入る場合

※立入り承認を受けずに自然観光資源を使用した場合は、違反者に対して竹富町長から指示等を行い、それに従わない場合は、エコツーリズム推進法に基づく罰則（30万円以下の罰金）の対象となる。

※立入承認の手続きに必要な手数料の徴収とその実務の外部委託を可能にするための条例を、別途制定する。

2. 立入承認の運用方法

(1) 立入申請・承認手続きの手順

(a) 登録引率者が利用者に同行することを条件として立ち入る場合

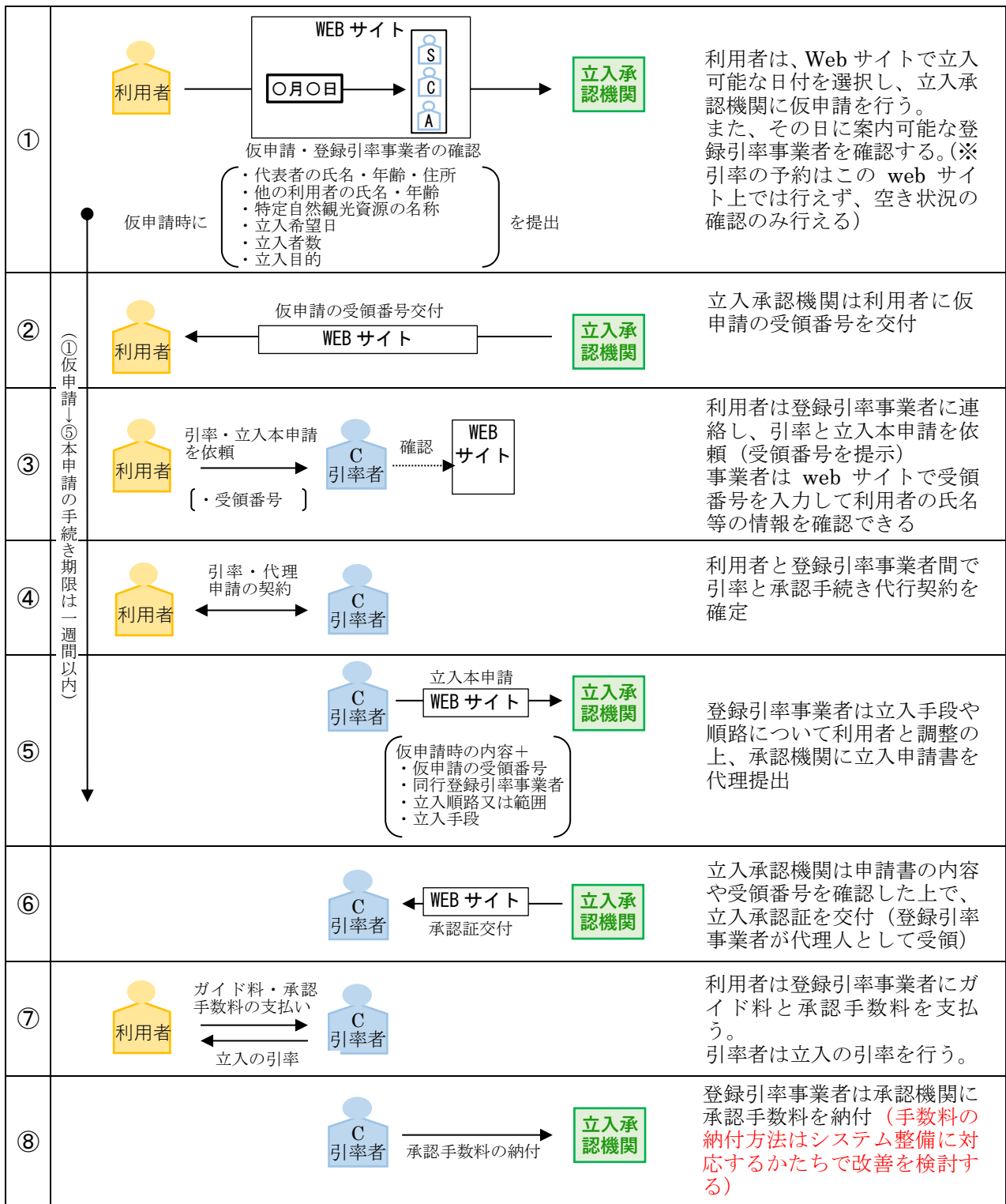
(a-1) 利用者が立入制限の枠を確保する場合

- ① 特定自然観光資源への立入りを希望する者（以下、「利用者」という）の代表者は、同行する利用者数の受入が可能な月日を選択し、人数、氏名等の情報を提出し、立入承認機関に仮申請を行う。また、当日に案内可能な登録引率事業者を確認する。
- ② 立入承認機関は、仮申請の受領番号を利用者に交付する。
- ③ 利用者（代表者）は、登録引率事業者に連絡して、仮申請の受領番号を提示し、立入希望日の引率及び立入承認の代理申請を依頼する（仮申請から1週間以内）。なお、事業者は仮申請番号を用いて利用者の仮申請情報（氏名等）を確認することができる。
- ④ 利用者（代表者）から依頼を受けた登録引率事業者（代理人）は、立入希望日に利用者を引率することが可能な場合には依頼を受託する。
- ⑤ 登録引率事業者（代理人）は利用者と立入手段（カヌー等）及び立入順路又は範囲について調整したのち、利用者の代理として立入承認機関に立入の本申請書を提出する。
- ⑥ 立入承認機関は立入承認申請書の記載事項（利用者の氏名・住所、特定自然観光資源の名称、立入希望日、立入者数、立入目的、立入順路又は範囲、立入手段、同行登録引率者）を確認し、仮申請の受領番号と、事業者・ガイドあたりの案内人数の範囲内であることを確認したうえで、登録引率事業者（代理人）に立入承認証を交付する。
- ⑦ 利用者は立入日までに立入承認手数料（有料）及び引率料を登録引率事業者（代理人）に支払う。登録引率事業者（代理人）は立入日には立入承認証を携行したうえで利用者を引率し、竹富町長もしくは立入承認機関が確認を求めた場合には立入承認証を提示する。
- ⑧ 登録引率事業者（代理人）は、月初に前月に引率した利用者の立入承認手数料をまとめて、立入承認機関が指定する銀行口座又は受付窓口へ納付する。（手数料納付方法はシステム整備に対応するかたちで改善を検討する。）



登録引率者の同行を条件とする場合の立入申請・承認手続きの手順

登録引率者同行を条件とする場合（利用者が枠を確保する場合）の立入申請・承認手続き



(a-2) 登録引率事業者が立入制限の枠を確保する場合

- ① 利用者の代表者は登録引率事業者に西表島での案内を依頼し、登録引率事業者は利用者と引率の契約を結ぶ。このとき、特定自然観光資源を訪問しようとする場合には、あわせて立入りの代理申請の契約を行う。必要に応じて、代表者の氏名、立入希望日、立入者数の情報を立入承認機関に連絡して仮申請を行うことができる。
- ② 登録引率事業者（代理人）は、訪問しようとする特定自然観光資源において同行する利用者数の受入れが可能であることを確認した上で、利用者の代理として人数、氏名等の情報を記載した申請書を提出し、立入承認機関に本申請を行う。（仮申請を行った場合は、その後2日以内）
- ③ 立入承認機関は立入承認申請書の記載事項（利用者の氏名・住所、特定自然観光資源の名称、立入希望日、立入者数、立入目的、立入順路又は範囲、立入手段、同行登録引率者）を確認し、仮申請の受領番号と、事業者・ガイドあたりの案内人数の範囲内であることを確認したうえで、登録引率事業者（代理人）に立入承認証を交付する。
- ④ 利用者は立入日までに立入承認手数料（有料）及び引率料を登録引率事業者（代理人）に支払う。登録引率事業者（代理人）は立入日には立入承認証を携行したうえで利用者を引率し、竹富町長もしくは立入承認機関が確認を求めた場合には立入承認証を提示する。
- ⑤ 登録引率事業者（代理人）は、月初に前月に引率した利用者の立入承認手数料をまとめて、立入承認機関が指定する銀行口座又は受付窓口へ納付する。（手数料納付方法はシステム整備に対応するかたちで改善を検討する。）



登録引率者同行を条件とする場合（事業者が枠を確保する場合）の立入申請・承認手続き

①	<p>引率の依頼 引率・代理申請 の契約</p> <p>WEB サイト 〇月〇日</p> <p>立入承認機関</p> <p>仮申請（必要に応じて） ・代表者の氏名 ・立入希望日 ・立入者数</p>	<p>（これまでのやり方と同様に）利用者が事業者に引率の依頼を行い、契約する。特定自然観光資源を訪問しようとする場合には、あわせて立入りの代理申請の契約を行う。必要に応じて、この段階で Web サイトにて簡易な情報で仮申請を行うことができる。</p>
②	<p>WEB サイト 〇月〇日</p> <p>立入承認機関</p> <p>本申請</p> <p>申請時に</p> <p>を提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表者の氏名・年齢・住所 ・他の利用者の氏名・年齢 ・特定自然観光資源の名称 ・立入希望日 ・立入者数 ・立入目的 ・同行登録引率事業者 ・立入順路又は範囲 ・立入手段 	<p>登録引率事業者は、Web サイトで当日に同行する利用者数の立入りが可能であることを確認した上で、立入承認機関に本申請を行う。</p>
③	<p>立入承認機関</p> <p>WEB サイト</p> <p>承認証交付</p> <p>C引率者</p>	<p>立入承認機関は申請書の内容や受領番号を確認した上で、立入承認証を交付（登録引率事業者が代理人として受領）</p>
④	<p>利用者</p> <p>C引率者</p> <p>ガイド料・承認 手数料の支払い</p> <p>立入の引率</p>	<p>利用者は登録引率事業者にガイド料と承認手数料を支払う。引率者は立入の引率を行う。</p>
⑤	<p>C引率者</p> <p>立入承認機関</p> <p>承認手数料の納付</p>	<p>登録引率事業者は承認機関に承認手数料を納付（後日、1ヶ月単位程度をまとめた納付を想定。ただし、手数料の納付方法はシステム整備に対応するかたちで改善を検討する）</p>

<立入り申請の際に提出する項目（a-1, a-2 共通）>

登録引率者情報		
ガイド事業者※2【本申請のみ】	(自動入力)	
立入情報		
立入希望日※1	(自動入力：カレンダーから選択した日時)	
立入人数※1	(手入力)	
立入希望特定自然観光資源※1	(自動入力：選択したフィールド)	
立入目的※1	(デフォルトで「観光」。異なる場合は手入力で修正)	
立ち入る順路または範囲※1 【本申請のみ】	(デフォルトで「定められた利用ルート」。異なる場合は手入力で修正)	
立入手段※1【本申請のみ】	(リストから選択：トレッキング、カヌー・カヤック、SUP、その他)	
申請者情報		
代表者氏名（漢字、カナ）※1	(手入力)	
性別※2	(リストから選択：男性、女性、無回答)	
年齢※2	(手入力)	
住所※1	(手入力。郵便番号を入力すると一部自動入力)	
メールアドレス※3	(手入力)	
携帯電話※3	(手入力)	
参加者情報		
代表者以外の参加者全ての氏名、性別、年齢※2 【本申請のみ】	<氏名（カナ）>	<備考※4>
	(手入力)	(手入力)
	(手入力)	(手入力)
	(手入力)	(手入力)
	(手入力)	(手入力)
	(手入力)	(手入力)

※1：エコツーリズム推進法上、記載する必要がある項目

※2：西表島での立入りの管理のために記載を求める事項

※3：その他、連絡のために記載を求める事項

※4：Bクラス登録引率者のOJTとして補助で入る見習いガイドの場合は、竹富町観光案内人条例の免許番号を記載













(b) 利用者全員が推進協議会の定める講習等を受講することを条件として立ち入る場合

- ① 利用者の代表者は、立入りを希望する特定自然観光資源において同行する利用者数の受入が可能な月日を確認する。
- ② 利用者（代表者）は、立入承認機関に立入承認申請書を提出する。
- ③ 立入承認機関は立入承認申請書の記載事項（利用者（代表者）の氏名・住所、他の利用者の氏名・年齢・住所、特定自然観光資源の名称、立入希望日、立入者数、立入目的、立入順路又は範囲、立入手段）を確認し、利用者（代表者）に立入承認申請書の受領及び立入承認に必要なその他事項（推進協議会が定める講習等の受講）の申込方法等について案内する。
- ④ 利用者（代表者）は、立入承認機関の案内に応じて、立入承認に必要なその他事項を満たす方法（講習等の受講方法、受講日時、受講場所等）を検討し、立入承認機関に連絡・調整したうえで確定する。
- ⑤ 利用者全員は、推進協議会が定める講習等を受講する。講習等を受講する前日までに、立入承認手数料を立入承認機関が指定する銀行口座又は受付窓口に納付する。
- ⑥ 立入承認機関は、利用者全員が講習等を受講し、立入承認手数料（有料）を納付したことを確認したうえで、利用者（代表者）に立入承認証を交付する。
- ⑦ 利用者（代表者）は、立入当日は立入承認書を携行したうえで承認された特定自然観光資源に立入り、竹富町長もしくは立入承認機関が確認を求めた場合には立入承認証を提示する。



利用者全員が講習等を受講することを条件とする場合の立入申請・承認手続きの手順

利用者全員の講習受講を条件とする場合の立入申請・承認手続き

①	 <p>立入り可能日の確認</p> <p>WEB サイト</p> <p>○月○日</p>	<p>利用者は、Web サイトで立入可能な日付を確認する。</p>
②	 <p>立入承認申請書の提出</p> <p>WEB サイト</p> <p>申請時に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表者の氏名・年齢・住所 ・他の利用者全員の氏名・年齢 ・特定自然観光資源の名称 ・立入希望日 ・立入者数 ・立入目的 ・立入順路又は範囲 ・立入手段 <p>を提出</p> 	<p>利用者（代表者）は立入承認申請書に所定の事項を記入して立入承認機関に提出する。</p>
③	 <p>講習等の申込方法を案内・受領番号を交付</p> <p>WEB サイト</p> 	<p>立入承認機関は利用者に申請書の受領番号を交付するとともに、講習等の申込方法を案内する。</p>
④	 <p>講習等の受講方法について連絡・調整</p> <p>{ ・受領番号 }</p> 	<p>利用者は立入承認機関に連絡し、講習等の受講方法（方法、日時、場所等）について調整する。</p>
⑤	 <p>・承認手数料の納付（受講前日までに）</p> <p>・講習等の受講</p> 	<p>利用者は立入承認機関に承認手数料を納付する。その後、講習等を受講する。</p>
⑥	 <p>承認証交付</p> 	<p>立入承認機関は講習等を受講して修了した方に承認証を交付する。</p>
⑦	 <p>特定自然観光資源への立入り</p>	<p>利用者は立入を行い、求められた場合には承認証を提出する。</p>

(2) 立入承認事務の処理方法

- ・立入り承認のための申請は、(a)登録引率者の同行を条件とする場合は、原則として立入希望日の6ヶ月前から当日まで、(b)利用者全員が推進協議会の定める講習等を受講することを条件とする場合は、原則として立入希望日の6ヶ月前から一週間前まで、それぞれ受け付ける。
- ・利用者から徴取する手数料は、立入承認の手続きに必要なインターネットシステムの運用経費や手続き事務の処理や利用者への案内、現地の巡回・監視、フィールド管理等を行う人員の人件費に充当することとし、手数料の徴収及びその実務の外部委託を可能にするための条例を、別途制定する。
- ・オフシーズンの修学旅行などの多人数利用に関しては、事前に推進協議会に届出を行い、必要に応じて受付期間を前倒して申し込むことができる。
- ・利用時間帯の分散を促進するため、推進協議会が条件を定めて早朝等のオフタイムの時間帯に一定人数の利用枠を確保することができる。
- ・受付は先着順に行い、制限人数に達した時点で終了する。
- ・上記の事前承認手続きは、原則として立入承認機関が管理する「事前申請予約システム」を通じてインターネットを介して行うが、必要に応じて電話及びファックス、立入承認機関の窓口でも受け付ける。

<運用に当たっての疑問点・懸念点と対応について>

(ア)当日や前日に予約があった場合でも立ち入り申請は可能か。

→予約枠さえ空いていれば、当日や前日でも登録引率事業者が代理で申請を行って、短時間で立入り承認を得ることができます。

(イ)利用者がウェブサイトでの仮申請を行わずにガイドに引率を依頼してきた場合（利用者が行きたい場所を指定せずに依頼し、ガイド側から当該資源の利用を提案する場合も含む）

→「(a-2)登録引率事業者が立入制限の枠を確保する場合」に示した通り、依頼を受けたガイドが代理で申請を行って立入り承認を得ることができます。

(ウ)予約サイト（じゃらんや楽天トラベルなど）を利用してツアーの募集を行う場合

→基本的に、事業者が予約サイトに立入承認の必要なツアーを掲載する際には、予約サイト上では「□」マーク（リクエスト予約可能）で表示し要問合せとするなどして、予約サイト上だけで予約を確定させないようにしていただきます。問合せを受けたのち、上記の(ア)と同じように事業者から利用者に仮申請の案内を行います。

(エ)立入り申請後に利用者から予約のキャンセルがあった場合

→事業者は、立入申請中であれば取り下げ、承認証がすでに交付されている場合は失効手続きを行います。仮申請の段階で利用者（代表者）の情報を登録しているため、受領番号や承認証を別の利用者に流用することはできません。

(オ)立入り申請後に利用者から予約の変更（利用者の増減、変更）があった場合

→本申請後に利用者の一部が別の方に代わる場合や、利用者が減る場合は、事業者が web サイト上で申請内容の変更手続きを行います。ただし、利用者全員が別の方に代わるような変更はできず、その場合には一度上記 (エ) のように取り下げ・失効手続きを行い、新たに仮申請から行う必要があります。利用者が増加する場合には、増加分の手続きを別途行う必要があります。

(ハ) 登録引率事業者の中で、実際に引率を担当するガイド担当者を事前に決められないため、直前に確定したい

→立入申請書には登録引率事業者名のみを記載することとします。引率を行う人物は直前であっても事業者の裁量で変更可能です。

(キ) 当日の天候によって利用するフィールドを選択したい。

→天候による変更の可能性があっても、立入申請は事前に行ってもらうことになります。ただし、予約枠が空いていれば、(ア) に示したように事業者からの申請のみで当日に立入承認を行うことが可能です。

(ク) 天候による判断や利用者都合のキャンセルなどで立入りを行わなかった場合、承認手数料は支払うのか。

→立入承認の失効手続きを当日までに行えば、承認手数料の支払いは不要とします。

(ケ) インターネットが使えなくても電話などで公平に申請できるようにしてほしい。

→電話等での予約受付などが可能なように、今後制度の運用体制を検討していきます。

(コ) 事業者が利用者を騙って仮予約をしたり、代行による仮予約が行われるのではないかと

→仮予約時に利用者（代表者）の氏名や年齢を入力してもらい、現地で抜き打ち検査により承認証の確認・利用者氏名の照合を行うことにより、不正な仮予約（枠取り）の抑制を図ります。

(サ) 宿泊客と日帰り客で事前予約にかかる区別をつけられないか（宿泊者枠の確保や先行予約を可能にするなど、宿泊者のメリットは出せないか）

→利用時間帯の分散を促進するため、早朝等のオフタイムの時間帯に一定人数の利用枠を確保することを検討しています。（なお、サガリバナ観察などが行われるマーレ川の木道は特定自然観光資源の範囲外なので、木道のみ利用であれば立入り申請は必要ありません。）

(シ) ナイトツアーで特定自然観光資源に立ち入る場合も申請は必要か。

→立入制限を行う時間帯は限定しておらず、0～24 時を 1 日とし、夜間等であっても立入制限の対象になります。（日をまたぐ利用の場合は要検討）

(ス) 特定自然観光資源内に立ち入るが、水面上でのカヌー利用のみであり上陸しない場合でも申請は必要か。

→上陸せず、カヌーや SUP 等で利用するのみであったとしても、特定自然観光資源の範囲内に立ち入るのであれば立入り申請・承認の手続きを行う必要があります。

(セ) Bクラス登録引率者のOJTとして見習いガイドを補助で連れて行く場合、その分の手数料の支払いは必要か。

→その場合の手数料の支払いは不要です。申請時に、代表者以外の参加者の欄にその見習いガイドの情報（観光案内人条例の免許番号を含む）を記載していただきます。

(3) 運用の適正化に向けて対処すべき事項

適正な制度運用に必要な以下の措置については、別途検討し、準備ができた事項から適宜講じていくこととする。

- ・立入承認手続きにおいて、不適正な仮押さえ申請を防止するための措置
 - (例) 現地で抜き打ち検査により承認証の確認・利用者氏名の照合を行う
 - (例) 立入申請の内容変更や失効が多い事業者のチェック・指導を行う
- ・立入当日の立入承認証及び記載事項の確認方法と違反者への対処方法
- ・当日受付のための場所・手段・体制の確保

3. 登録引率者の登録の仕組み

特定自然観光資源においては、現地の特性を熟知したガイドにより自然環境への影響を抑制しながら安全かつ質の高いガイドンスを行うため、「登録引率者」の登録制度を設け、登録引率者の同行を「立ち入り承認に必要な事項」とする（古見岳・浦内川源流域・テドウ山においては、利用者全員が推進協議会の定める講習等を受講した場合を除く）。

登録引率者については、事業者単位での「登録引率事業者」及び、個人単位での「引率ガイド」の両方の登録を行い、登録引率事業者名を公表し、特定自然観光資源の事前申請手続きは事業者単位で行う。

また、「引率ガイド」には「Aクラス」、「Bクラス」の2段階のクラスを設定し、「Aクラス引率ガイド」を1名以上有することを「登録引率事業者」の必須の登録要件とする。「Bクラス引率ガイド」は1年更新で3回以上の更新実績があれば「Aクラス引率ガイド」の受験資格が得られる仕組みとする。なお、「Aクラス引率ガイド」は3年ごとに更新を行う。

登録引率事業者の登録及び更新の基準等と各クラスの引率ガイドの登録及び更新の基準等の詳細については次ページ以降に示す通りとする。

登録引率者の申請、登録の事務処理及び実技検定、学科研修や試験の実施に必要な経費は、登録引率事業者・ガイド等から徴収する登録料、検定料、試験料を充当することとし、各種費用の徴収及びその実務は、竹富町が外部に委託することによって実施する。

なお、登録引率事業者及び各クラスの引率ガイドに関するこれらの規定に関しては、別途、竹富町観光案内人条例及び同施行規則に位置付けることとし、当該規定を盛り込んだかたちで同条例及び施行規則の改定を行う。

また、Aクラスガイド及びBクラスガイドの実技検定を行うことのできるインストラクターについては、「推進協議会」のもとに設置された「登録引率者養成委員会（仮称）」が以下の基準に合致した者の中からインストラクターとして妥当と判断した者を任命する。

【登録引率者養成委員会（仮称）が認めるインストラクターの資格基準】

- ① 本制度の趣旨・目的を十分理解し、推進協議会の活動に協力的で心身ともに健全である者
- ② 特定自然観光資源において20年以上の自然観光案内を行った実働実績を有する者
- ③ 推進協議会に所属する地元関係団体の2つ以上及び関係行政機関の1つ以上からの推薦を受けた者

「登録引率事業者」の登録要件

【前提：竹富町観光案内人条例における観光案内人の免許取得事業者】

【「登録引率事業者」の登録要件】

- ・本制度の趣旨、目的に賛同し、登録引率事業者としての活動意思があり、引率を行いたい特定自然観光資源のAクラス以上の登録引率ガイドを1名以上有する観光事業者は、所定の文書^{注1)}を添えて「竹富町長」に申請を行う。

「登録引率事業者」の決定・公表

- ・登録料の納付（**有料**）
- ・事前申請予約システムへの登録
- ・事前申請予約受付

【登録引率事業者の更新（3年限ごと）】

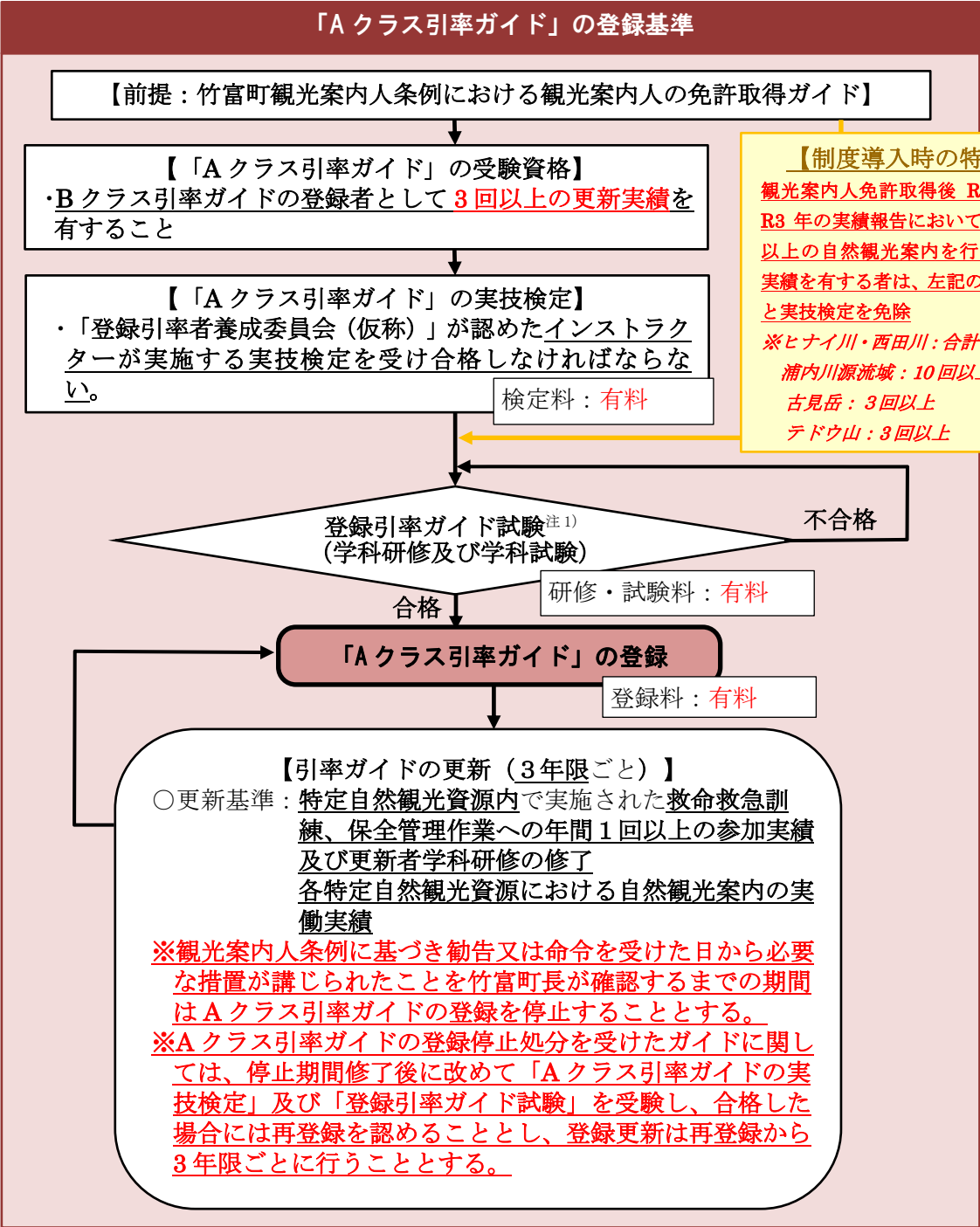
- 更新基準：登録済みの特定自然観光資源において更新済みのAクラス以上の登録引率ガイドを1名以上有している

※観光案内人条例に基づき勧告又は命令を受けた日から必要な措置が講じられたことを竹富町長が確認するまでの期間、又は事業停止が命じられた期間は登録引率事業者の登録を停止することとする。

※登録引率事業者の登録停止処分を受けた事業者に関しては、停止期間終了後に改めて登録引率事業者の再登録を行うこととし、登録更新は再登録から3年限ごとに行うこととする。

注1) 「登録引率事業者」への登録を希望する観光事業者は、次に掲げる各事項が記載された文書を添えて、「竹富町長」に申請しなければならない。

- ・引率を行いたい特定自然観光資源の名称
- ・上記の特定自然観光資源におけるAクラス以上の引率ガイドの登録証の写し及び所属証明



【制度導入時の特例】
観光案内人免許取得後 R2年及びR3年の実績報告において規定回数以上の自然観光案内を行った実働実績を有する者は、左記の受験資格と実技検定を免除
※ヒナイ川・西田川：合計20回以上
浦内川源流域：10回以上
古見岳：3回以上
テドウ山：3回以上

注1) 「登録引率ガイド試験」では、「登録引率者養成委員会（仮称）」が認めた者が主催する学科研修を修了し、学科試験に合格する必要がある。
「Aクラス引率ガイド」の受験を希望する観光ガイドは、次に掲げる各事項が記載された文書を添えて、「竹富町長」に申請しなければならない。

- (a)引率を行いたい特定自然観光資源の名称
- (b)観光案内人の免許証の写し
- (c)B クラス引率ガイド登録証の写し (更新3回以上の記録があるもの) **※特例適用の場合は不要**
- (d)「登録引率者養成委員会(仮称)」が認めたインストラクターが実施した実技検定合格証明 **※特例適用の場合は不要**
- (e)申請者が、(a)に記載した特定自然観光資源において、A クラス引率ガイドとして自然観光事業に従事した実働日数を証明する文書 **※特例適用の場合は不要**
- (f)申請者が、(a)に記載した特定自然観光資源において、**観光案内人の免許取得後に提出した令和2年及び3年の自然観光案内の実績報告においてヒナイ川・西田川については合計20回以上の実績、浦内川源流域については10回以上の実績、古見岳については3回以上の実績、テドウ山については3回以上の実績** **※特例適用の場合のみ必要**
- ただし、令和2年及び令和3年の実績報告は行っているものの、コロナ禍の影響等により上記回数に達していない者については、以下に示す3つの文書の提出をもって代替することができる。
- ①申請者が、西表島等において令和元年以前に自然観光事業を営んでいたことを証明する文書
 - ②申請者が、(a)に記載した特定自然観光資源において令和元年以前に自然観光事業に従事した実働日数を証明する文書
 - ③申請者が、令和3年以前にいずれかの特定自然観光資源において自然環境の保全・管理活動や地域の教育活動等に参加・協力した実績を示す文書

「B クラス引率ガイド」の登録基準

【前提：竹富町観光案内人条例における観光案内人の免許取得ガイド】

【「B クラス引率ガイド」の受験資格】

- ・引率を行いたい特定自然観光資源において、下記の条件を満たすこと
 - i.申請者が、**A クラス引率ガイド**^{※1}のもとで**規定回数**^{※2}以上の**自然観光案内 (OJT)**^{※3}実技教習を行ったこと
- ※1 実技教習を担う A クラス引率ガイドは、必ずしも所属する登録引率事業者内のガイドである必要はなく、教習の実施を複数のガイドが分担した場合にはその合計回数により規定回数を判定する
- ※2 ヒナイ川・西田川：合計 20 回、その他 3 地区：各々 3 回
- ※3 On the Job Training：実務経験を通じて行う訓練

【制度導入時の特例】

観光案内人免許取得後 A クラス引率ガイドのもとで規定回数以上の自然観光案内を行った実働実績を有する者は、左記の受験資格と実技検定を免除

※ヒナイ川・西田川：合計 20 回以上
その他 3 地区：各々 3 回以上

【「B クラス引率ガイド」の実技検定】

- ・「登録引率者養成委員会（仮称）」が認めたインストラクターが実施する実技検定を受け合格しなければならない。

検定料：有料

登録引率ガイド試験^{注1)}
(学科研修及び学科試験)

不合格

研修・試験料：有料

合格

「B クラス引率ガイド」の登録

登録料：有料

【引率ガイドの更新（1年限ごと）】

- 更新基準：特定自然観光資源内で実施された救命救急訓練、保全管理作業への年間1回以上の参加実績及び更新者学科研修の修了
特定自然観光資源における自然観光案内の実働実績

※観光案内人条例に基づき勧告又は命令を受けた日から必要な措置が講じられたことを竹富町長が確認するまでの期間は B クラス引率ガイドの登録を停止することとする。

※B クラス引率ガイドの登録停止処分を受けたガイドに関しては、停止期間修了後に改めて「B クラス引率ガイドの実技検定」及び「登録引率ガイド試験」を受験し、合格した場合には再登録を認めることとする。

※登録更新は再登録から 1 年限ごとに行い、再登録から 3 回更新により「A クラス引率ガイド」の受験資格が得られることとする。

3 回更新すると
「A クラス引率ガイド」の受験資格を得る

注1) 「登録引率ガイド試験」では、「登録引率者養成委員会(仮称)」が認めた者が主催する学科研修を修了し、学科試験に合格する必要がある。

「B クラス引率ガイド」の受験を希望する観光ガイドは、次に掲げる各事項が記載された文書を添えて、「竹富町長」に申請しなければならない。

- (a)引率を行いたい特定自然観光資源の名称
- (b)観光案内人の免許証の写し
- (c)所属する登録引率事業者の登録証の写し **※特定の登録引率事業者に所属している場合のみ**
- (d)OJT 実技教習を行った A クラス引率ガイドの登録証の写し
- (e)申請者が、(a)に記載した特定自然観光資源において、(d)に記載した A クラス引率ガイドののもとで、規定回数以上の自然観光案内を行った証明
- (f)実技検定を行ったインストラクターの実技検定合格証の写し **※特例適用の場合は不要**

4. 適正利用のルール設定と遵守の仕組み

特定自然観光資源を利用しようとする登録引率者及び利用者は、事前に立入り承認を受けるとともに、利用にあたっては、西表島エコツーリズム推進全体構想に定められた「共通ルール」及び自然観光資源ごとの「個別ルール」を遵守しなければならない。また、立入り承認を受けずに特定自然観光資源を利用してはならない。

登録引率者が設定された利用ルールを守らない場合には、竹富町観光案内人条例に基づく指導、勧告及び命令と公表措置並びに行政処分の対象とすることにより、利用ルールの遵守を担保する。

観光利用者に対しては、同行する登録引率者から利用ルールを守るよう適切に指導を行うこと、あるいは講習等により利用ルールの遵守について指導することにより、利用ルールの遵守徹底を図る。

特に、立入り承認を受けずに特定自然観光資源を利用する者については、違反者に対して竹富町長から指示等を行い、従わない場合にはエコツーリズム推進法に基づく罰則の対象となる。

また、登録引率者は利用ルールの遵守状況について相互監視を行い、違反行為等が認められた場合には「竹富町長」に速やかに報告し、「竹富町長」は報告事項の真偽を確認したうえで、適切な処分を行う。

5. 利用施設の適切な整備と維持・管理の仕組み

特定自然観光資源においては、先に定めた立入り制限と利用ルールの下で、利用者を適切に管理するだけでなく、当該エリア内での観光利用に伴う自然環境への負荷の低減と新たに導入する立入り制限の運用等に必要な最低限の施設を整備する。

特に、利用者数の多いヒナイエリアにおいては、施設整備に伴う自然環境への影響に細心の注意を図ることを前提として、現存する歩道、カヌーストックヤード・係留ヤード等の他、エリア入口部の駐車スペース、ゲート施設、トイレ、迂回歩道、西田川エリアへの導入路、駐車スペース、カヌーストックヤード・係留ヤード等の整備についても検討する。

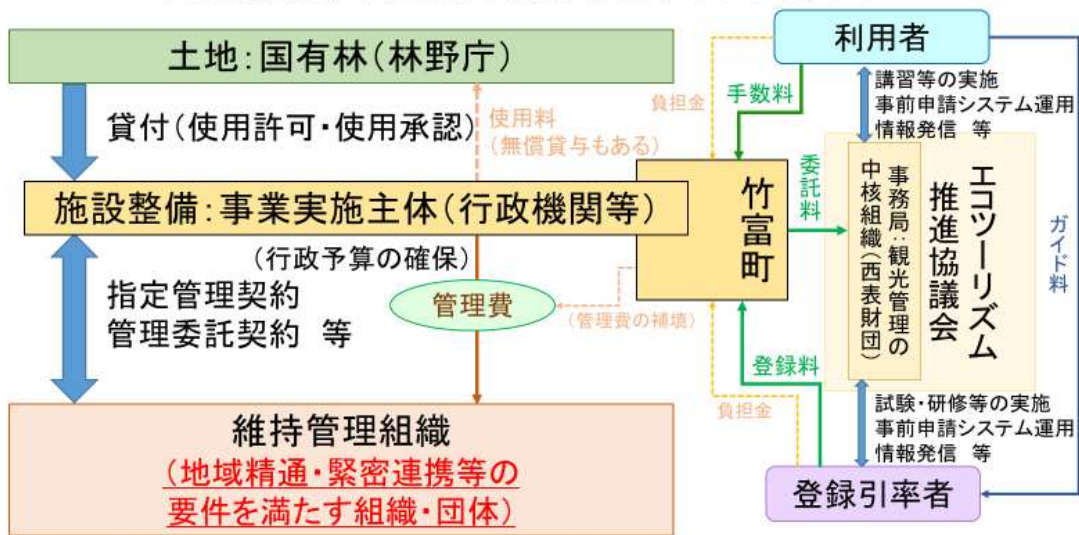
必要な施設整備に関しては、国立公園及び世界自然遺産の管理機関の中で調整し、役割分担を明確にしたうえで、当該エリア内での利用施設の事業実施主体となる行政機関を決定する。

事業実施主体となった行政機関は、利用施設の敷地については林野庁沖縄森林管理署に対して必要な手続きを行い、敷地の使用許可もしくは貸付を受けるとともに、利用施設の整備については自然公園法や森林法等関係法令に関する必要な手続きを行う。

また、当該行政機関は、利用に伴う施設周辺の自然環境への影響を日常的に確認しつつ、個々の施設の維持・補修・清掃等の管理をきめ細かく実施していく必要がある。そのためには、当該エリア内の自然環境や利用状況等に精通した従事者を配置し、当該行政機関と緊密な連携のもとで管理業務を遂行できる組織と、指定管理契約もしくは管理委託契約を結ぶことにより、日常的な維持管理業務を外部に委託できるようにする。

なお、特定自然観光資源の利用施設の維持管理や自然環境への影響把握のための調査に必要な費用に関しては、観光客の受け入れに必要な行政需要として、導入を検討している「竹富町訪問税（仮称）」の用途に含める等、維持管理やモニタリング経費が事業実施主体の行政機関の負担にのみ依存することなく継続的、安定的に担保できる仕組みについても検討する。

利用施設の整備と維持管理の仕組み



6. 立入制限を運用する体制の構築

立入制限のための事前承認に係る事務を継続的かつ確実に実施していくため、竹富町長は事務作業の外部委託及び手数料の徴収のため、条例等により必要な規定を定める。

また、西表島の適正な観光管理の実現に向けては、特定自然観光資源への立入制限の運用以外にも、以下に示す様々な役割・機能が求められている。西表島においては、行政や観光事業者とは独立した第三者機関として、令和3年11月に「西表財団」が設立されており、今後は当該組織を中心として、推進協議会に参加する会員組織が連携・協力することにより、順次必要な機能と体制を確保していく。

① 西表島観光案内人条例に基づく免許制度の運用・人材養成等の事業の実施

観光事業者の免許申請等に係る事務手続き、講習・研修等の企画・実施、制度の周知・公表

② エコツーリズム推進全体構想に基づく立入規制の運用・ルール徹底のための管理事業の実施

特定自然観光資源への立入申請等に係る事務手続き、利用実態確認、制度・ルールの周知・公表

③ エコツーリズム推進全体構想に基づく推進協議会の恒常的な事務局運営の実施

エコツーリズム推進協議会の事務局運営（会議の連絡・調整、資料作成、記録作成、周知・公表）

④ 利用者負担制度の導入に基づく入域料等の管理・制度の運用による保全事業の実施

財源の用途目的に応じた事業の企画・調整・実施、事業執行状況の確認・報告・公表

⑤ 利用影響及び保全事業成果等のモニタリングの実施

調査計画の立案・調整、調査の実施・結果の分析、評価機関への報告、結果の周知・公表